

会議・大会等の開催費用を助成

最大
50
万円

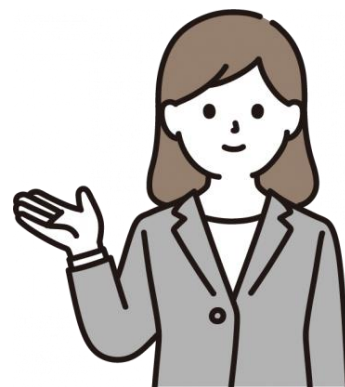
柳川市内で開催されるコンベンション(会議、大会、学術会議)に対して、50万円を上限に開催に係る経費を補助します。



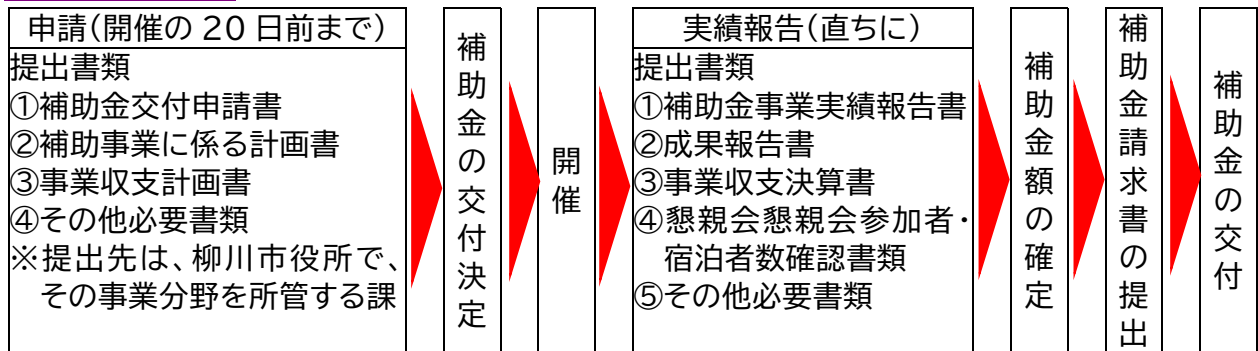
対象事業

1. 福岡県単位以上の範囲を対象としたものであること。
2. 参加者が100名以上であって、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①開催日数が連続する2日間以上であること。
 - ②開催日数が1日であって、開催時間が午前から午後にあたること。
 - ③開催日数が1日であって、開催前日又は開催後に市内で当該会議、大会等の参加者のおおむね半数以上が参加する懇親会又は宿泊が伴うこと。
3. 柳川市から当該事業の開催に係る他の補助金の交付を受けないこと。
4. 宗教又は政治活動を目的とする事業でないこと。
5. 営利的活動でないこと。
6. 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員をいう。)が関与している事業でないこと。
7. 法令又は公序良俗に反する事業でないこと。

補助対象となる事業は、1～7の全ての要件に該当する必要があります。



申請の流れ



補助金の対象になる経費

- (1) 専門家・講師等の謝礼
- (2) 専門家・講師等の旅費
- (3) 看板作成、広報宣伝・印刷物制作費、会議お茶代、アトラクション経費、参加者への記念品
(市内事業者が製造、生産委託又は開発した製品等に限る。)購入等
- (4) 通信運搬費、保険料等
- (5) 会場設営、警備等委託料
- (6) 会場使用料、機材経費、バス経費
- (7) その他市長が認めた経費

補助金額

補助対象経費から参加費その他の収入を控除した額の2分の1(1,000円未満切り捨て)。ただし、補助事業の参加者数に応じて、下の表に定める額を上限とします。

参加者数	補助金の限度額
100人~499人	25万円
500人以上	50万円

詳しくは、スマホでQRコードを読み取っていただくか、市HPをご覧ください。ご不明な点等ございましたら、下記までお尋ねください。お電話お待ちしております。



【問い合わせ先】

柳川市役所 総務部企画課企画係(柳川庁舎3階)

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1

電話番号 0944-77-8423(直通)

メールアドレス kikaku@city.yanagawa.lg.jp

市ホームページ <https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp>

「会議・大会等の開催費用を補助」で検索